

議案第 83 号

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 28 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い，農業委員会の委員の報酬額の変更並びに農地利用最適化推進委員の報酬額及び費用弁償を追加するため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「農業委員会の委員」の次に「及び農地利用最適化推進委員」を加える。

別表中

「

農業委員会 の委員	会長	月額	53,000	副市長
	会長代理		52,500	
	委員		52,000	

を

」

「

農業委員会 の委員	会長	基本給	月額 48,000	副市長
		能率給	予算の範囲内で 市長が定める額	
	会長代理	基本給	月額 47,500	副市長
		能率給	予算の範囲内で 市長が定める額	
	委員	基本給	月額 47,000	副市長
		能率給	予算の範囲内で 市長が定める額	
農地利用最適化推進委員	基本給	月額 39,000	副市長	
	能率給	予算の範囲内で 市長が定める額		

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任する場合には、改正後の石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。